

埼玉ローカルフードビジネス創出支援事業実施要領

令和3年7月6日決裁

第1 事業の趣旨

県は、地域の農林水産物等の利用促進の取組を昇華させるため、埼玉ローカルフードビジネス創出支援事業を実施する。

本事業では、多様な関係者の協働により、産業連携やイノベーションの誘発、消費者ニーズや消費行動の変化・変容に対応するバリューチェーンとサプライチェーンの構築に取り組みながら、地域経済の発展、社会的課題の解決と経済的利益の両立、持続可能な地域産業の創造につながる新たなビジネスモデルを創出することを目的とする。

第2 定義

- 1 この要領において「地域食農連携プロジェクト」とは、前条の目的を達成するための、プラットフォームの形成、研修会及び戦略会議の開催、ローカルフードビジネスの実施及び評価等の一連の取組をいう。
- 2 この要領において「LFP」とは、地域食農連携プロジェクトをいう。
- 3 この要領において「中央LFP」とは、地域食農連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱(2食産第6806号令和3年3月29日農林水産事務次官依命通知)第3の2に規定する国が実施するLFPをいう。
- 4 この要領において「埼玉LFP」とは、埼玉県が実施するLFPをいう。
- 5 この要領において「ローカルフードビジネス」とは、県内の農林水産物を活用したLFPが創出する新たなビジネスモデルをいう。
- 6 この要領において「LFPパートナー」とは、LFPに取り組む農林漁業者、加工業者その他の商工業者(地域の中核的な企業)、流通・販売事業者、観光事業者、金融機関、大学、試験研究機関、各種アドバイザー、食品産業以外の異業種等をいう。

第3 事務局の設置

- 1 埼玉LFPの事務を行うため、農業ビジネス支援課は埼玉県地域食農連携プロジェクト事務局(以下事務局)を設置する。
- 2 事務局は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) LFPパートナーの登録及び登録内容の変更
 - (2) ローカルフードビジネスに関する研修会、戦略会議の開催
 - (3) ローカルフードビジネスの企画提案書及び変更・廃止の届出の受理
 - (4) ローカルフードビジネスの支援

第4 ローカルフードビジネスの提案

- 1 LFPパートナーは、埼玉LFPの支援を受けるローカルフードビジネスを提案することができる。
- 2 ローカルフードビジネスの提案を行おうとするLFPパートナーは、ローカルフードビジネス企画提案書を事務局が定める期間内に提出するものとする。

第5 LFPパートナーの登録申請等

- 1 埼玉LFPの支援を受けることとなったLFPパートナーは、その代表者が様式第1号により登録申込書を事務局に提出するものとする。
- 2 LFPパートナーは、登録内容の変更を希望するときは、代表者が、速やかに様式第2号により登録変更申込書を事務局に提出しなければならない。
- 3 事務局は、LFPパートナーが次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。
 - (1) 本要領その他法令に反する行為を行った場合
 - (2) 埼玉LFPの信用を失墜させる行為を行った場合

第6 研修会及び戦略会議の開催

- 1 ローカルフードビジネスの創出を促すため、研修会及び戦略会議を開催する。
- 2 研修会では、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) LFPの意義やLFPパートナーの意識醸成等に資する講義
 - (2) ローカルフードビジネスのブラッシュアップ
- 3 戦略会議では、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 第5の2の規定に基づき提案されたローカルフードビジネスの内容の検討、連携するLFPパートナーのマッチング
 - (2) 実施中のローカルフードビジネスのブラッシュアップ、実施状況の確認

第7 ローカルフードビジネスの推進

- 1 実施が決定したローカルフードビジネスを行うLFPパートナーは、当該ビジネスを円滑に実行するため、常に事務局と連絡調整が取れる体制を整えなければならない。
- 2 事務局は、LFPパートナーに対し、中央LFP事務局との連携の下、指導、助言を行うものとする。

第8 ローカルフードビジネスの変更及び廃止

- 1 ローカルフードビジネス実施者は、決定されたローカルフードビジネスの内容の変更又は廃止をしようとするときは、その旨を書面で事務局へ届け出なければならない。
- 2 事務局は、前項に規定する届出を受理したときは、農業ビジネス支援課へ報告しなければならない。

第9 県産農産物を活用した食品等の開発等

地域の農林水産物等の地域資源を活用した持続的なローカルフードビジネスの創出に取り組みながら、地域経済の発展、社会的課題解決と経済的利益の両立、持続可能な地域産業の創造につながる新たなビジネスモデルの新商品、新メニュー、新サービス等(以下「新商品等」という。)の開発に必要な試作品やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等を行う場合、試作品の改良や分析を行うことができるものとする。

また、開発された試作品の試食会及び試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行うとともに、新商品等の販路を開拓するための展示会や商談会等への出展を行うことができる。

第10 支援対象

- 1 本事業の支援対象者は、以下に掲げる要件を全て満たすこととする。
 - (1) LFPパートナーの中から、バリューチェーンの各段階において異なる1者以上、計3者以上が連携して取り組む事業であり、連携に当たって成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されていること。
 - (2) 3年から5年の事業実施計画が作成されていること。
 - (3) イノベーションを誘発させるために、大学及び公設試験研究機関等が有する研究成果、技術、各種アドバイザーの知見等の導入に取り組むこと。
 - (4) バリューチェーンの各段階で、消費者のニーズを反映する仕組みの構築に取り組むこと。
 - (5) 消費行動の変化に対応したサプライチェーンの構築に取り組むこと。

第11 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下のアからウまでのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。)は、利益等排除の対象とする。

ア 事業実施主体自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 事業実施主体の関係会社(事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。)

(2) 利益等排除の方法

ア 事業実施主体の自社調達の場合当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって補助金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上

高に対する営業利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

附則

この要領は、令和3年7月6日から施行する。

様式第1号（第5関係）

登 録 申 込 書

令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事 大野 元裕

住 所
法 人 名
代表者氏名

埼玉LFPの支援を受けることとなったため、埼玉ローカルフードビジネス創出事業実施要領第5第1項に基づき、LFPパートナーとして別紙のとおり登録を申し込みます。

【連絡先】 担当者所属

氏 名
電 話
F A X
メー ル

様式第2号（第5関係）

登 録 変 更 申 込 書

令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事 大野 元裕

住 所
法 人 名
代表者氏名

LFPパートナーとして変更が生じたため、埼玉ローカルフードビジネス創出事業実施要領第5第2項に基づき、別紙のとおり登録の変更を申し込みます。

【連絡先】 担当者所属

氏 名
電 話
F A X
メー ル